

「神奈川県知事に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準（案）」に関する意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月23日（月）

○ 意見募集結果

意見提出者 1名

意見提出件数 1件

○ 意見内容区分

区分	件数
1 改正内容に関する意見	1
2 その他	0
合計	1

○ 意見反映区分

区分	件数
A 規則等に反映させたもの	0
B 意見の趣旨が既に規則等に盛り込まれているもの	0
C 今後の参考にするもの	0
D 規則等に反映できないもの	0
E その他	1
合計	1

【意見内容区分】

1 改正内容に関する意見、2 その他

【意見反映区分】

- A 規則等に反映させたもの、
 B 意見の趣旨が既に規則等に盛り込まれているもの、
 C 今後の参考にするもの、D 規則等に反映できないもの、E その他

整理 番号	意見 内容 区分	意見	意見 反映 区分	県の考え方
1	1	<p>認可基準案第1章第1において「申請者の常勤役員等（申請者が法人である場合においては業務を執行する社員、取締役、執行役又は"これらに準ずる者"のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）のうち一人が、次の1から5までのいずれかに該当する者であること。」とされており、同（注1）には「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。」との記載がある。</p> <p>従来、神奈川県知事許可においては執行役員の常勤</p>	E	<p>建設業許可において、経營業務の管理責任者に就任する者は、常勤役員等（申請者が法人である場合においては業務を執行する社員、取締役、執行役又は「これらに準ずる者」のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人）である必要があります。</p> <p>取締役にあたらない執行役員は、「役員」ではありませんが、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員は、「これらに準ずる者」として経營業務の管理責任者に就任が可能です。なお、この取扱いは従来からの扱いを変更するものではありません。</p> <p>また、承継認可においても建設業許可と同様の扱いとしています。</p>

		役員等（経管）への就任を認めていないものと承知しているが、承継認可においては執行役員も経管に就任が可能であるとの理解でよいか。		
--	--	---	--	--